様式第十を次のように改める。

様式第１０（第１０条の４関係）

特定用途として使用された法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の製造確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　　㊞
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第１３条第１項の確認を受けたいので、同条第２項の規定により次のとおり申請します。

１　特定用途として使用された法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の種類及び数量

２　製造しようとする法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の製造及び貯蔵の場所

３　副生成物として議定書附属書ＦのグループⅡに属する物質が生じる場合にあつては、当該物質の破壊を行う者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該法人の代表者の氏名）及び住所並びに破壊方法

備考

１　様式第１０の２による証明書その他の法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の特定用途としての使用に係る証明書を添付すること。

２　数量の単位はキログラムとし、小数点第１位を四捨五入して記入すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

５　法人番号の指定を受けた者は、１３桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、特定用途として使用された場合に係る相当用語を使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

様式第十一を様式第十の二とし、様式第十二から様式第十六までを一号ずつ繰り上げ、様式第十六の二を様式第十六とする。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○環境省・経済産業省令第三号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定物質等の破壊に関する基準を定める省令を定める。

令和二年九月十一日　　経済産業大臣　梶山　弘志
　　環境大臣　小泉進次郎

特定物質等の破壊に関する基準を定める省令

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十一条第一項の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる特定物質等の区分に応じて同表の下欄に掲げるいずれかの技術により破壊された又は破壊されることが確実であることとする。

特定物質等	技術
一　収書オゾンルのグループⅠ又はⅡ（以下「附属書Ｆ」という。）に掲げる物質（再生物質及び使用済物質を除く。）　回収書オゾンルのグループⅠ又はⅡ（以下「附属書Ｆ」という。）に掲げる物質（再生物質及び使用済物質を除く。）の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途	（一）　セメント焼却 （二）　ガス・ヒューム酸化 （三）　液中燃焼 （四）　多孔性熱反応 （五）　リアクタークラッキング （六）　ロータリーキルン焼却 （七）　アルゴンプラズマアーク （八）　窒素プラズマアーク （九）　ポータブルプラズマアーク （一〇）　水素及び二酸化炭素との化学反応 （一一）　ガス相触媒脱ハロゲン化反応 （一二）　過熱蒸気反応
二　体等議定体書状附の属書にのまれるもの（発泡設条る第一般三に廃棄物をい一項廃十関物う。）に規物号る理第律施設却産設条昭廃棄は一四物物法に五処第規年理定法及び施五す律	（一）　ロータリーキルン焼却
三　の用にの議定書附属書ＦのグループⅡに属する物質（再生物質及び使用済物質を除く。）　回収書ＦのグループⅡに属する物質（再生物質及び使用済物質を除く。）の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途のうち、附属書Ｆに掲げる物質の用途	（一）　ガス・ヒューム酸化 （二）　液中燃焼 （三）　アクタークラッキング （四）　ロータリーキルン焼却 （五）　アルゴンプラズマアーク （六）　窒素プラズマアーク （七）　水素及び二酸化炭素との化学反応 （八）　過熱蒸気反応

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。